

さいたま市告示第515号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年 3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和8年 3月19日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 28台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048(652)8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2026/03/16	南浦和駅東口	埼玉県警24-243181399	B4F10431		
2026/03/16	北浦和駅東口	埼玉県警26-260818880	LFC36889		
2026/03/17	東浦和駅	埼玉県警23-233191353	F23574708		
2026/03/17	東浦和駅	埼玉県警24-240741253	A24ABX7484		
2026/03/17	東浦和駅	埼玉県警17-7393567	A17AE03110		
2026/03/17	南浦和駅東口	埼玉県警18-8554260	A18AJ13069		
2026/03/17	南浦和駅東口	埼玉県警22-222991897	A21AK84304		
2026/03/17	南浦和駅東口	埼玉県警23-230708088	SNVC00822		
2026/03/17	北浦和駅西口	埼玉県警22-222784727	B1K49364		
2026/03/17	中浦和駅	埼玉県警19-192133157	B9B79640		
2026/03/17	中浦和駅	埼玉県警25-251545448	STXHH02283		
2026/03/17	中浦和駅	埼玉県警25-250304854	GG3L87583		
2026/03/17	北与野駅	埼玉県警22-222381398	HS2A11467		
2026/03/17	南与野駅	埼玉県警24-240755270	SF123K2640		
2026/03/19	東浦和駅	埼玉県警24-240495147	A23AL07680		
2026/03/19	東浦和駅	埼玉県警23-231612378	STVDF09953		
2026/03/19	南浦和駅東口	埼玉県警23-232355697	F22X25544		
2026/03/19	南浦和駅東口	目黒C 43884	A23ALX6051		
2026/03/19	南浦和駅東口	埼玉県警25-252818138	B4K78446		
2026/03/19	中浦和駅	埼玉県警14-4583932	3W04191		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2026/03/16	大宮駅東口	群馬県警30490690	5M02583		
2026/03/16	大宮駅東口	埼玉県警21-212398772	SVB340766		
2026/03/16	大宮駅西口	埼玉県警20-204303894	SUI302652		
2026/03/17	東大宮駅西口	埼玉県警09-9562377	F090921458		
2026/03/19	大宮駅東口	埼玉県警19-193252621	SD18090932		
2026/03/19	大宮駅東口	埼玉県警14-4064299	FS3K0761		
2026/03/19	大宮駅西口	戸塚C 99172	F70121923		
2026/03/19	新都心駅東口	埼玉県警25-252271929	SVB313807		

合計：28台

告示期限 令和8年4月10日